

平成 20 年度第 3 回太子町行財政審議会議事録

日時：平成 21 年 2 月 4 日（水）午後 1 時 30 分～2 時 30 分

場所：太子町役場 委員会室

平成20年度第3回太子町行財政審議会 議事録

1. 審議会の開催日時及び場所

日時：平成21年2月4日（水）

開会：午後1時30分

閉会：午後2時30分

場所：太子町役場2階 委員会室

2. 審議事項

下水道料金の改定について

3. 委員の出席・欠席者

出席委員：門田 善二 伊藤 道司 児嶋 正文 山本 俊博 福田 幸代

山本 哲也 森川 ちか子 伊藤 祐子

欠席委員：なし

4. 事務局及び説明員

町出席者：町長 首藤 正弘（答申時）

町説明員：経済建設部長 富岡 慎一

上下水道事業所長 長井 輝明 副所長 山本 隆文

事務局：総務部長 佐々木 正人 総務課長 堀 恭一 係長 栄藤 雅雄

5. 審議会経過及び結果

別紙にて記載する。

1. 開会

2. 議事録署名委員の指名

会長が福田幸代委員と山本哲也委員を指名

3. 審議事項

会 長：諮問第2号「下水道料金の改定」について、審議に入りたいと思いますが、事務局より追加説明があれば、説明をお願いします。

事 務 局：「下水道料金の改定」について追加説明

会 長：事務局の追加説明が終わりました。第1回、第2回の説明も含めて、ご質疑がございましたらどうぞお願いします。

山本(俊)委員：今回の改定を行っても1億2千万円の赤字補填が残るとのことですが、太子町の財政も決して楽とは言えません。繰入金が使用料収入のおよそ倍の金額であり、今後の赤字補填も含めた財政収支計画となっているようですが、料金改定をしたうえで住民サービスの低下が発生するのであれば、下水道利用者は納得がいかないと思います。一般企業であれば、企業努力という言葉が使われますが、行政にとっても使用料金の滞納や未接続解消のための常々の努力と併せて経費の圧縮などを図る必要があると思います。今後も3年を目途に財政収支計画の見直しを行うとの説明がありましたが、赤字補填を3年間は継続するという意味ではなく、出来るだけ減少努力を図る前提で、値上げを了とせざるを得ないと思います。ただ平成21年6月改定予定を、1ヶ月でも遅らせる努力をお願いしたいと思います。

事 務 局：前回の審議会においても滞納整理強化のご指摘をいただきました。前回の説明は平成19年末の徴収であり、上下水道事業所職員10名が2名5班体制で、250名の滞納者に対して1ヶ月半程の期間で約280万円を徴収しました。また2ヶ月半前の平成20年末も、年末徴収として上下水道事業所職員10名による2名5班体制で実施しました。今後も出来る限り努力を続けたいと考えています。

山本(俊)委員：滞納整理の専従職員は置いていないのですか。

事 務 局：担当係長1名と嘱託1名がいます。

山本(俊)委員：それらの職員は通常業務もしているのですか。

事 務 局：嘱託1名は滞納整理専門ですが、その嘱託職員でも徴収困難なレベルの滞納者は、担当係長が直接対応しています。しかし担当係長も予算、決算等を含めた通常業務を行っていないがらの滞納整理ですから、時間的な面で大きな制約を受けています。

伊藤(道)委員：去年の分で未収額がどの位あるのですか。料金を値上げするのに、料金をまともに支払っている人だけが、また負担増になるような形にならないように、滞納整理をしつ

かりと行う必要があります。ゴネ得、払わん得がまかり通って、まともに支払っている人が損をするようでは問題です。他の市町でも、水道料金とセットになっているので下水道だけの話ではないのですが、料金徴収の専門家を雇っている市町もあるので、それなりに毅然とした対応をして欲しいと思います。

事務局：料金徴収については努力します。平成19年度決算の収入未済額は約840万円です。

会長：上水道でも滞納者があるのですか。

事務局：はい、あります。今、申し上げた収入未済の約840万円は、下水道だけです。

会長：使用者の意識向上のための施策を考える必要があると思います。権利ばかりを主張するのではなく、義務も果たしてもらうようにすることが必要ですね。

事務局：検討します。

会長：他にご意見、ご質問はありませんか。
他にご意見もないようですので、審議を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

委員：結構です。

会長：第1回、第2回、本日が第3回ということで、十分審議をしていただいたと思いますので、本日、諮問第2号「下水道料金の改定」の答申を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員：結構です。

会長：それでは、事務局に答申案の作成をお願いしますので、暫時休憩とします。

(答申案作成)

会長：休憩前に引き続き、審議会を再開します。先ほど事務局にお願いしました諮問第2号「下水道料金の改定について」の答申案ができましたので、皆さんにお配りします。事務局に答申案の朗読をお願いします。

(答申案朗読)

会長：答申書案についてご意見、ご質問はありませんか。

(文章表現の訂正指摘)

会長：答申書案の訂正を事務局にお願いしますので、暫時休憩とします。

(町長入室)

会 長：休憩前に引き続き審議会を再開します。
お手元に訂正後の答申書案をお配りしましたが、これでよろしいでしょうか。

委 員：結構です。

会 長：それでは、町より諮問を受けました諮問第2号「下水道料金の改定」について、答申を行います。

(答申書朗読、町長に手渡し)

会 長：それでは、これをもちまして行財政審議会を終わらせていただきます。

この議事録が真正であることをここに署名する。

平成21年2月10日

署名委員

山本 哲也

福田 幸代